

秋葉区・区バス運賃改定について

1 概要

令和元年10月1日に施行される消費税率引き上げが予定されているが、消費税は利用者へ適正に転嫁し、公平に負担するものであることから、運行経費増加分や新潟交通観光路線バスの運賃改定に歩調を合わせ、区バスの運賃改定を行う。

2 運賃改定日

令和元年10月1日（火）

3 改定内容

改定前	改定後
170 円	180 円
180 円	190 円
190 円	200 円
200 円	210 円

※小学生は上記金額の半額とし、10円未満は切り上げる。ただし、現在実施しているワンコインバス（土休日－1乗車50円）は据え置く。

※各種割引運賃適用後の10円未満は切り上げる。

4 運賃改定額の算定根拠

国が定めた「2019年10月からの消費税率引き上げに伴う乗合バス運賃・料金改定の取扱いについて（平成31年3月12日付け国自旅第277号）」の算定方法に基づき、「消費税率5%時の届出運賃・料金からその5/105に相当する額を控除した税抜き届出運賃・料金に110/100を乗じる。」を適用する。

$$\begin{aligned} \text{例：} & (200 \text{ 円} - 200 \text{ 円} \times 5/105) \times 110/100 = (200 \text{ 円} - 9 \text{ 円}) \times 110/100 \\ & = 210.10 \text{ 円} \\ & = 210 \text{ 円 (10 円未満四捨五入)} \end{aligned}$$